古物営業法等に基づく事務手続に関する規程

（最終改正：令和６年２月26日　和歌山県公安委員会規程第２号）

古物営業法等に基づく事務手続に関する規程を次のように定める。

古物営業法等に基づく事務手続に関する規程

古物営業法関係事務取扱規程（平成29年和歌山県公安委員会規程第８号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この規程は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）及び行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成７年国家公安委員会告示第７号。以下「承認規程」という。）に定める和歌山県公安委員会の行う事務の手続について定めることを目的とする。

（不許可の通知方法）

第２条　法第５条第３項の規定による法第３条の規定による許可をしないときの通知は、不許可通知書（別記様式第１号）により行うものとする。

（管理者解任勧告の通知）

第３条　法第13条第４項の規定により管理者の解任を勧告するときは、管理者解任勧告書（別記様式第２号）を交付して行うものとする。

（保管命令）

第４条　法第21条の規定による古物の保管命令は、保管命令書（別記様式第３号）により行うものとする。

（報告の要求）

第５条　法第22条第３項（同条第４項により準用する場合を含む。）の規定により報告を求めるときは、報告要求書（別記様式第４号）を交付して行うものとする。

（不利益処分の通知）

第６条　法第23条第１項及び第２項の規定による指示（以下「指示」という。）は、指示書（別記様式第５号）により行うものとする。

２　次の各号に掲げる不利益処分は、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

⑴　法第６条第１項又は第24条第１項の規定による許可の取消し　許可取消処分通知書（別記様式第６号）

⑵　法第24条第１項又は第２項の規定による営業の停止　営業停止命令書（別記様式第７号）

⑶　規則第19条の10第１項又は第19条の14第１項の規定による認定の取消し　認定取消通知書（別記様式第８号）

⑷　規則第29条第１項の規定による承認の取消し　承認取消通知書（別記様式第９号）

⑸　承認規程第７条の規定による承認の取消し　承認取消通知書（別記様式第10号）

３　法第６条第２項により許可を取り消した場合は、その事実を官報により公示するもの

とする。

（認定等の通知方法）

第７条　規則第19条の７第１項（規則第19条の12により準用する場合を含む。）に規定する法第21条の５第１項又は法第21条の６第１項の認定をしたときの通知は、認定通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

２　規則第19条の７第２項（規則第19条の12により準用する場合を含む。）に規定する法第21条の５第１項又は法第21条の６第１項の認定をしないときの通知は、不認定通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

（行商従業者証等の様式の承認等の通知）

第８条　規則第12条第１項の規定による承認をしたときは、承認通知書（別記様式第13号）を交付するものとする。

２　規則第12条第１項の規定による承認をしないときは、不承認通知書（別記様式第14号）を交付するものとする。

（盗品売買等防止団体の承認等の通知）

第９条　規則第24条第１項の規定による規則第23条の承認をしたときの通知は、承認通知書（別記様式第15号）により行うものとする。

２　規則第24条第２項の規定による規則第23条の承認をしないときの通知は、不承認通知書（別記様式第16号）により行うものとする。

（報告又は資料の提出要求）

第10条　規則第26条第３項の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（別記様式第17号）を交付して行うものとする。

（是正又は改善の勧告の実施方法）

第11条　規則第27条の規定による勧告は、是正・改善勧告書（別記様式第18号）を交付することにより行うものとする。

（本部長への委任）

第12条　法の施行に必要な手続等の細部的事項については、この規程に定めるもののほか本部長が別に定める。

（別記様式省略）